

氏名	しぶ たに ゆ り 澁 谷 由 里
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 100 号
学位授与の日付	平 成 10 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 東 洋 史 学 専 攻
学位論文題目	張作霖政権の研究 ——「奉天文治派」からみた歴史的意義を中心に——

論文調査委員 (主査) 教授 夫馬 進 教授 礪波 護 教授 森 時彦

論 文 内 容 の 要 旨

中華民国の時代、中国東北地方に軍閥政権をたてた張作霖は、あるいは馬賊出身の軍人として、あるいは日本軍部の謀略により列車もろとも爆破され死亡した政治家として、日本ではつとに有名である。中国でもまた、一時は北京にまで乗りこみ国政を左右した軍閥の首領として、あるいは第二次国共合作がなるにあたって決定的な役割をはたした張学良の父としてなど、様々な論及がなされてきた。彼は清朝の時代に盛京と呼ばれ、現在は瀋陽（沈陽）と呼ばれる都市、奉天にその政権の基盤を置いていた。本論文はこの張作霖の政権を行政と財政の両面で支えた「奉天文治派」と呼ばれるグループに焦点をあて、その出現過程である清末からその継承形態が現れる満州事変直後までを視野におさめ、論述したものである。序章と終章をのぞき、4章より構成される。

「序章」では従来の研究史を整理しつつ、本論文の分析視角が提示される。日本における張作霖政権の研究は、戦前における「満州」あるいは「満州国」という視点からのものを含めれば、厚い蓄積がある。戦後になっても、たとえば中華人民共和国の成立をふまえて、その変革主体の形成をこの政権下に追おうとするものなど、数多くの研究がなされた。中国でも国民国家の形成へむけての一地方史としてこの政権を位置づけようとするものなど、様々な研究がなされている。論者はこのような従来の視角からひとまず離れ、清末の1900年代から民国の1930年代にいたるまで大きな政権の転変があったにもかかわらず、そこに「文治派」として連続するものがあつたとし、その連続性を追求するという分析視角を提示する。

第1章「張作霖政権成立の背景—奉天省における軍隊、警察と辛亥革命—」は、もと馬賊であつた張作霖がどのように台頭してくるのか、そして一方、後に「奉天文治派」と呼ばれる者たちがこの時期にどのような活動をしていたのかを明らかにする。馬賊であつた張作霖はやがて「保険隊」として当時の有力者たちから「保険料」を受け取り、逆に当時の治安を請け負うことになり、さらに清朝政権に帰順した後は盗賊を討伐することになる。こうして彼は清朝の巡防隊に組み込まれ、公権力の下で治安の維持に参画して行く。一方、奉天を根拠地とする清朝の東三省総督は近代的な警察（巡警）制度をこの地でも施行しようとしており、もと郷里の自衛団のリーダーとして出発のちに奉天文治派の一人に数えられることになる袁金鎧は、この警察組織の中核に加わってゆく。のちに文治派の中心となる王永江も、遼陽警務長となるなど警察行政にかかわっていた。このように後に軍閥の首領となる張作霖自身も、彼を支えることになる「文治派」も、ともに辛亥革命にいたるまで治安の維持と密接にかかわるところにあつた、と論者は述べる。

第2章「清末民初期における奉天省の財政問題—王永江の登場まで—」は、1900年の義和団事変の前後から1911年の辛亥革命の前後までの奉天省の財政状況を考察する。この時期の奉天省は諸外国への賠償金の支払いや、いわゆる光緒新政の一環としてなされた新しい警察（巡警）制度の導入などのために、財政は逼迫していた。また各地で抗捐と呼ばれる徴税に反対する暴動がおこっていた。このため、盛京將軍や東三省総督などこの地方に君臨した地方長官たちは財政再建に取り組み、従来各地に分散していた徴税権を回収し、雑多な臨時付加税を統合するなど奉天中央に徴税権が集中するようにつとめ、また本来であれば北京へ送金すべき塩税収入の一部を公然とこの地にとどめて陸軍経費にあてるなどの措置をとった。この意

味からすれば、後の張作霖政権の下で北京政府へ送金がなされなくなる下地は、この時期にすでに始まっており、王永江ら文治派によってなされる財政再建もこの時期のものを受け継いだものであった、と論者は述べる。

第3章「張作霖政権下の奉天省民政と社会—王永江を中心として—」は、1922年から1924年を中心とした張作霖政権下で、王永江ら奉天文治派官僚がなした事業を考察する。張作霖が奉天省で実権を握るのは1916年からであり、関東軍によって爆殺されるのは1928年のことであるが、1922年から1924年までは保境安民期と呼ばれるように、軍閥として対外戦争をおこない北京へ進出するという方針を極力おさえ、かわって東北地方という領域内で力を蓄え内政を重視した時期である。王永江は「保境安民」政策を主張して張作霖を牽制するとともに、財政に有能な「理財能手」として張作霖に信頼された。彼の政策は、冗員の淘汰、開墾の奨励、財政の整理、幣政の改革、軍事費の抑制など、基本的には清末新政の時期に東三省総督であった趙爾巽のそれを踏襲したものであった。一方でこの時期、彼は孫文の革命派につながるいわゆる民党派の人物をも容認したため、利権回収をめざした排日的な世論が次第に高まるとともに、国政へ積極的に参与すべきだとする世論も強くなった。こうして、東北地方を安定させ地方自治を目指す「保境安民」路線はおのずと破綻し、王永江自身も政権の中樞から下りることになる、とする。

第4章「“九・一八”事変直後における瀋陽の政治状況—奉天地方維持委員会を中心として—」は、1931年の満州事変後に日本の軍部の手で誕生した奉天（遼寧）地方維持委員会に「奉天文治派」の後継者としての側面を見出そうとしたものである。一般に奉天地方維持委員会は関東軍の計画に従って設立されたものとされ、その傀儡であったとされるが、論者はこの委員会の委員長であった袁金鎧らに清末新政期から続く東北地方の歴史的課題を解決しようとする志向があったとし、また自治指導部部長であった于沖漢が主張する「絶対保境安民主義」に、王永江の路線を継承するものを見出そうとする。

「終章」では以上4章をまとめつつ、張作霖政権なかでも奉天文治派のあわせ持つ矛盾を指摘する。すなわち、自分たちは東北地方人ではあってもやはり中国人であるとし、列強の侵略を克服しようとする民族主義的側面と、保境安民を唱え東三省地域社会にたてこもろうとする地域主義的側面との矛盾である。そしてその後生まれる「満州国」は後者の方向、すなわち王永江以来の「保境安民」理念を吸収したものであった、と述べる。

論文審査の結果の要旨

中国東北地方は東三省（奉天省＝遼寧省・吉林省・黒龍江省）とも呼ばれ、かつて日本では普通、「満州」と呼びならわされた地域である。かつてこの地に「満州国」が建てられ、日本の特殊権益があったところから、戦前から戦後を通じて日本ではこの地の近現代史について多くの研究がなされてきた。張作霖という奉天（現在の瀋陽）に根拠地を置いた軍閥の首領についても、戦前から有名であった。現代中国においても、張作霖とその政権については、主に東北地方史の一環として研究が進められている。しかし張作霖政権を行政と財政の両面で支えた「奉天文治派」に焦点をあて、その実質上の出発点にあたる清末の新政期から九・一八事変（満州事変）期に至るまで、これを通史的に論じたのは、本論文をもって嚆矢とする。本論文の意義としては、次の数点を挙げることができる。

その第1は、すでに述べたように清末における地方レベルでの行政・財政改革の動きと張作霖政権下で奉天文治派が担った行政・財政改革とを一連のものとし、両者の連続性を詳細に論じた点である。清朝では1900年の義和団事変ののち、かつて康有為らによって担われた戊戌変法を圧殺した保守派ですら改革をやむなしとし、中央政府のみならず地方でも様々に制度の近代化がはかられる。これを普通、清末新政あるいは光緒新政と呼んでいる。張作霖政権の下で奉天文治派の王永江らがとった政策、すなわち警察制度の完成、省財政の再建、幣制の改革などは、清末新政期にこの地を統治した東三省総督の趙爾巽らがめざしたものであり、辛亥革命でとぎれていた動きを復活したものであると論者は評価する。省レベルにおける行政、財政の近代化について、その清末期と民国期のものに通ずる連続性を実証したものとして、本論文は高く評価されなければならない。

以上第1の点と関連して持つ第2の意義は、義和団事変から辛亥革命に至る時期の奉天省における財政事情全体が、本論文によってはじめて明らかにされた点である。膨大な支出超過を補うために様々に課せられた附加税の存在、これを一本化した「統捐」の設置、省レベルで金融改革の一環としてなされた奉天官銀号（銀行）の新設、列強への賠償金額をイギリスポンドに換算したときに生まれる「磅余銀」が占める財政的位置などが、本論文第2章によって詳しく論じられており、こ

これは当時の中国全体のなかで、省レベルの地方で抱えていた財政問題の一事例を示したものとして意義深い。

本論文の意義の第3は、奉天文治派の中心人物であった王永江の施策を明確にし、これを従来のように張作霖に対しても日本に対しても従属的な立場をとったところから生まれたものであると評価するのではなく、中国東北地方における歴史的課題を解決すべく生まれたものであるとする点である。彼が唱えた「保境安民」政策、すなわち東三省自治を重視し、北京の動きに直ちに連動せず東北地方内で民政を充実させようとする政策も、この文脈に従って論じられる。王永江は清末以来懸案であった様々な課題、すなわち鉄道の敷設、教育の振興、金融の安定、自治区村制の実施などにとりくみ、東北大学という大学をも創立した。一方、「保境安民」を唱え、地方有力者層の「民意」をとりこむことによって、張作霖による軍備拡張や中央政界への進出を牽制した。ところが「民意」をとりこもうとした彼の政策は、国民党系の勢力がこの東北地方でも強まるという結果をまねき、排日運動や利権回収、そしてナショナリズムのさらなる高揚という東北地方のみでは止まることのできない動きを生み出すにいたる。この動きが北京政界へ進出し国政へ関与することをねらう張作霖の動きと合致し、結果として「保境安民」路線は破綻し王永江自身も辞職することになるのであって、中国近代における省レベルの自治を求める動きがどのような結末をむかえるのか、これまたその一事例を示したものとして興味深いものがある。また王永江以来の「保境安民」理念は、結果として日本による「満州国」建国に吸収されてその本来持つ意義を消しさらされるだけでなく、さらに「満州国」を通じた日本の植民地支配をよりスムーズにするものとして機能したとの指摘も、東アジアにおける一連の近代化を考えると興味深いものがある。

このように本論文は数々の創見に富むが、もちろん問題がないわけではない。問題とすべき第1は、当時の中国の中央や省レベルの地方でどのようなあい似た動きがあったのかという目配りが論者において不十分なため、清末民国期に東北地方が抱えた問題がどの程度特殊なものであったのか不明確なものとなっており、王永江ら奉天文治派とよばれるグループが、中国全体の中でどの程度特別なものであったのかも不鮮明となった点である。すなわち、論者が東北地方の問題として掲げたかなり多くの部分は、中国の各省で抱えていた可能性は大きいし、文治派と呼ぶべきグループは中国各地の軍閥や中央政界にも大なり小なり存在した可能性が大きい。この目配りがきいておれば、論者の叙述もさらに鮮明なものとなっていたであろうと惜まれる。また1920年代における東北地方固有の問題としてあるはずの、ソヴィエトロシアからの影響とその役割についての論及が、本論文ではほとんどなされていない。しかしこれらの問題は、今後論者によって解明されることが期待できるものであって、本論文の意義を大きく損なうものではもちろんない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。1998年2月19日、調査委員3名が試験を行った結果、合格と認めた。